

<(一社)沖縄本島中南部ホエール協会 自主ガイドライン>

2014年 4月 制定

2021年11月 改定

2023年 1月 改定

2023年 4月 改定

1・目的

このガイドラインは、沖縄島中南部海域(喜屋武岬～前島～黒島～残波岬)を利用するホエールウォッチング及び、ホエールスイムにおいて、鯨類の保全や船舶・乗客等の安全管理の観点から、中南部海域でホエールウォッチング及び、ホエールスイムを開催する事業者が、自主的に制定し、中南部ホエール協会の自主ガイドラインとする。

2・ホエールウォッチング・スイム船舶とガイドラインの拘束関係

- (1)当協会員には以下のガイドラインを守る義務を有する。
- (2)当協会員以外の船舶には以下のガイドラインを守るように要望する。

3・適用範囲と適用鯨類

- (1)喜屋武岬～前島～黒島～残波岬を範囲とする。(ホエールウォッチング)
 - * 座間味海域は別紙参照(禁止区域)
- (2)沖縄本島～前島の南北それぞれの延長線上より東側を範囲とする。(スイム)
 - * 座間味海域は別紙参照(禁止区域)
- (2)ヒゲクジラ亜目及びマッコウクジラに適用する。

4・小型船舶(20トン未満、ヨット、カヌー等の無動力船も含む)ガイドライン

(1)水域の定義

A 対象クジラから200メートル以内を「減速区域」、50メートル以内を「進入禁止水域」として 別紙参照のルールに則る。

(2)対象クジラへの接近と離脱

- A 他船への引波を考慮して、遠くから減速をして近づく。
- B ウォッチング中の船団に加わる場合は、船団の後方から加わり、追い抜いてはならない。
- C 船団から離脱する場合は、後方から離脱し、ウォッチング中の船舶の前を横切らない。
- D 船団に加わる場合、離脱する場合共に、対象クジラの進行方向を横切らない。

(3)対象クジラへのウォッチング

- A 対象クジラの進行方向を妨げるような操船はしてはならない。
- B ウォッチング中は、微速での接近を心がけ、急発進、旋回等はしてはならない。
- C 対象クジラから接近した場合は、速やかに停船状態へとすること。
- D 対象クジラを最初に発見した船を先頭に、後続の船はその船を追い越してはならない。(第一発見者への優先権)
- E ウォッチング時間は、各船1時間とする。
- F 各船から乗客がウォッチングできるように、当協会員はゆずりあいの気持ちを持って他船への配慮を行う。
- G 船長は対象クジラの行動変化に注意し、操船を心がけなければならない。

- H クジラへのウォッチングに自信がない船長は、ベテラン船長の動きにあわせる。
- I 各船舶がシーマンシップに基づき鯨類及び他船への配慮を行う。
- J ウォッチング終了間際の突っ込み(いわゆるラスト突っ込み)は禁止する。
- K 出来るだけクジラの後方からのウォッチングは控える。
- L 対象クジラとの距離は100メートル離す。

5・情報の共有

(1)当協会員でのグループLINEを作成し、下記項目にて情報共有する。

- A 出欠航情報の共有
- B クジラ発見情報の共有(頭数、浮上間隔、進行方向)
- C ウォッチング運行時以外での発見場所の共有
- D 発見時の緯度経度情報の共有
- F 船団の最後の離脱する場合は、その対象クジラの最終地点情報の共有
- E 撮影できれば、その対象クジラの尻尾画像の共有

(2)グループLINEへの参加条件

- A 当協会員であること。
- B 三重城港、沿岸、赤灯台、中部へ各港管理者を設置し、管理者からの招待のみとする。

(3)共有された情報

共有された情報は(財)美ら島財団・総合研究センターにて、全発見場所、発見時間、緯度経度、頭数、親子情報、発見者など、様々なデータ化して、研究に活用されたり、シーズン中の日々の報告として発見数とともに紹介されています。

http://churashima.okinawa/sp/ocrc/marine_organisms/humpback_whale/

6・ドローン撮影における注意

ドローン撮影などの空撮を行う場合は、その高度に関わらず他船上空での撮影を避け、落下しないよう細心の注意を払い撮影すること。また那覇空港近辺でのドローン禁止空域を避けること。

7・その他禁止事項

- (1)海中に鯨類の鳴音及び、疑似音を発しない。
- (2)上記以外にも鯨類の行動を錯乱させるような人工音を発しない。

8・特例規定

非営利で調査・研究・取材等を目的とし、上記ガイドラインによらず対象クジラへ接近する場合は事前に各船舶に連絡周知させなければならない。

9・その他

- (1)その他必要な事項、もしくは必要に応じた事項が発生した場合は会合、会議にて定める。
- (2)乗客の満足度よりも、本ガイドラインを可能な限り優先し、場合によっては乗客にガイドライン内容を理解してもらえるように努めること。
- (3)ウォッチング船の船長はシーズン前に操船研修会への参加を推奨。

10・ホエールスイム

ホエールスイムとは、クジラの水中での行動を観察する為、シュノーケリングにて水面から観察する行動を言う。

11・ホエールスイムガイドライン

- (1) 海況および対象クジラの状況により、船長がスイム可能か判断する。
- (2) 対象鯨に対して船舶で進路を変える行為や、リーフ・内湾へ追い込む行為等の禁止複数の船舶で取り囲むなど、鯨の自然な行動を妨げないように行う。
- (3) 対象鯨に船舶が近づいた後に、鯨の泳ぐ速度が上がったり、泳ぐ方向が変わった等の行動変化が見られた場合には、対象鯨と距離を取り観察、もしくは離れる。
- (4) 入水の際には静かにいき、対象鯨を追いかけたり並走する等の行為はせず、極力泳がずに対象鯨の観察を行う事。
- (5) 同一群へのスイムは原則1回参加者16名以内とし、参加者と引率ガイドの人数比は最大6:1とする。
- (6) 同一群に対してスイムを行う船舶は例外を除き、原則1隻までとする。
例外として複数船舶で行う場合には、安全性や対象鯨の状況に応じて、船長間で調整する。その場合、優先権を持つ船長への連絡を必ず行うものとする。
- (7) スイムはシュノーケリングで行い、スキューバ潜水や素潜りは禁止とする。
- (8) スイム参加者はダイビングCカードライセンス以上の保持者およびフリーダイバーライセンスおよびスキューバライセンス資格、及び同等資格保持者とする。
- (9) 水中ライトや撮影ストロボなどの発光物の使用は禁止とする。
- (10) 餌付けや鯨を誘きよせる行為の禁止。
- (11) 鯨には触れない。
- (12) 鯨がこちらに向かってきて接触する可能性がある場合には回避行動をとる。
- (13) 鯨がブリーチングやテールスラップ等の水面を叩く行動をしている時は入水禁止
- (14) 対象鯨に1隻でもウォッチング船がいる場合、及びスイム実施中にウォッチング船が来た場合は、スイムは中止し入水は行わない。
- (15) 入水場所が航行している他の船舶の進路方向となる可能性がある場合は安全確認が取れるまで入水は行わない。(進入禁止水域の適用のみ除外)
- (16) その他、操船ルール等は、ウォッチングガイドラインに準ずる。

12・船舶旗

(1) 当会員は、ホエールウォッチング時には黄色の船舶旗・ホエールスイム時には赤色の船舶旗を掲げるものとする。

13・ウォッチング・スイム優先時間帯

- (1) 当会員は、ウォッチング事業者とスイム事業者のお互いの事業、安全性、及びトラブルの事前回避の為に、それぞれの優先時間帯の設定をし、その時間帯に沿って開催するものとする。
- (2) 優先時間帯はあくまで基本ルールになるので、現場での船長間の連絡が必要です。

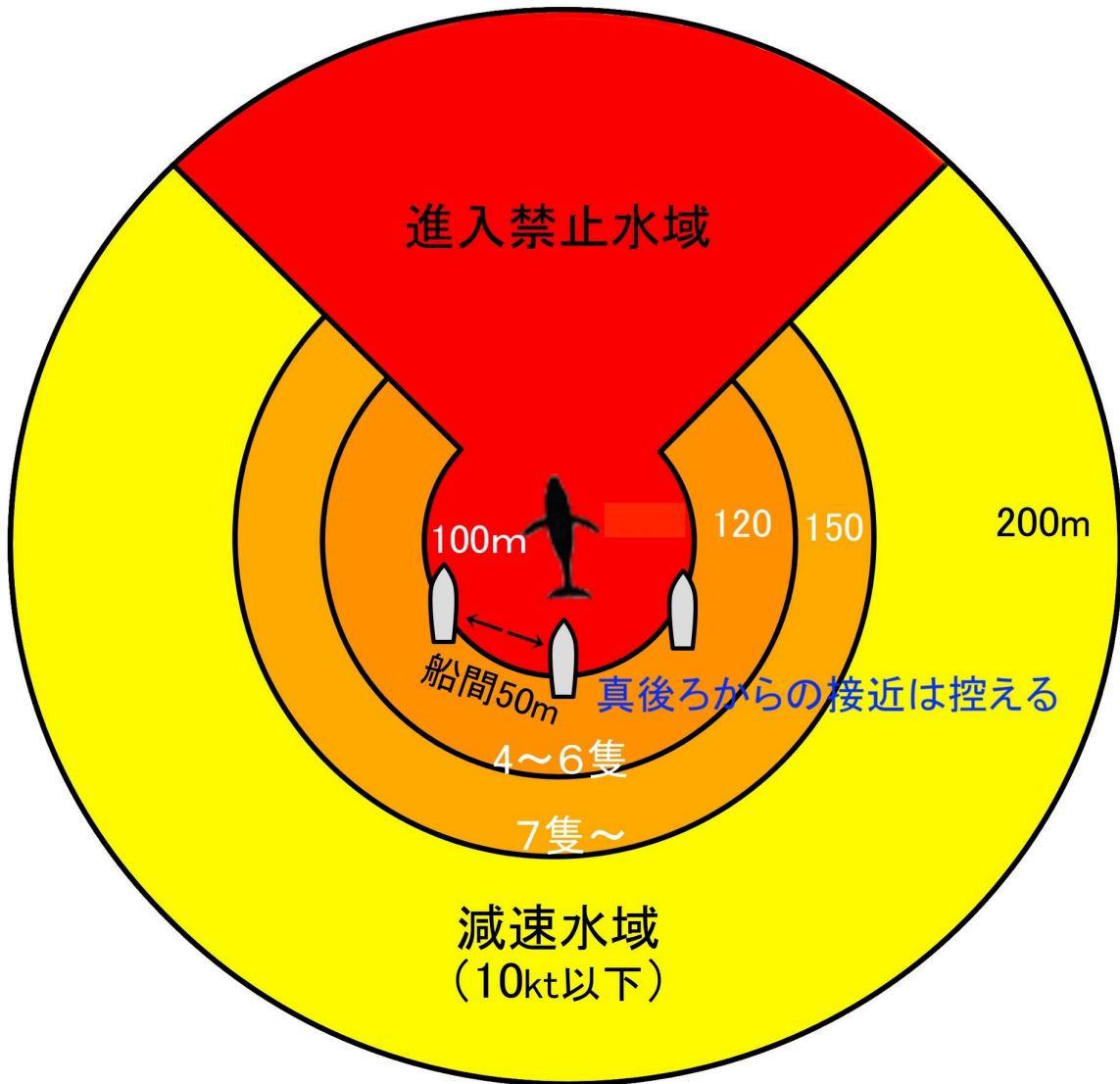
14・ソナー使用の禁止

(1) 当会員の船舶(ウォッチング及びスイム)はソナーを使用したウォッチング及びスイムをクジラ保護の観点から禁止とする。

15・親子クジラへの特別ルール

- (1) 親子クジラへのスイムエントリーは1隻3回まで、もしくは1時間以内とする。
- (2) その後は、他船を含めて1時間は対象クジラへのスイムは禁止。
- (3) 対象クジラを明確にするために、親子クジラへのスイム開始と終了を報告する。
- (4) あきらかに生まれて間もないと思われる子クジラへのスイムは禁止。

<水域の定義>



<優先時間帯表>

	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:30	14:30	15:30	16:30
スイム	出港								
ウォッチング		午前出港				午後出港			
	スイム優先時間帯……8:00~10:00 12:00~14:30								
	ウォッチング優先時間帯……10:00~12:00 14:30~16:30								

<座間味禁止区域(ホエールウォッチング)>



<座間味禁止区域(ホエールスイム)>

